

温室効果ガスインベントリ確定値・速報値の発表早期化に向けた統計の 早期取りまとめについて

平成 20 年 7 月 31 日
地球温暖化対策推進本部
幹事会 申合せ

既に京都議定書の第 1 約束期間が開始されたことを踏まえ、できるだけ早期に温室効果ガス排出量・吸収量（インベントリ）の実績値を的確に把握し、迅速に必要な対策・施策の追加・強化を行う必要がある。このため、温室効果ガスインベントリの確定値・速報値の発表早期化に向け、統計の集計・算定・公表をできる限り早期に実施できる体制を整える必要がある。

インベントリの確定値の取りまとめに際しては、インベントリの対象年度と同年度の値を用いている統計が多いが、中には統計公表までに 13 ヶ月以上を要するためにインベントリの対象年度の前年度又はそれ以前の値を代用している統計が存在する。これらの統計については、早期取りまとめに向けた検討を早急に行う必要がある。また、現時点では気候変動枠組条約等により定められている条約事務局への提出期限である 4 月 15 日までに提出ができない状況にあるので、2008 年度のインベントリ（集計は 2010 年度）からは、提出期限までに提出するべく、統計の集計の早期化に向けた検討が必要である。

また、インベントリの速報値の取りまとめに際しては、10 月の公表となっているが、前年度の排出量実績を踏まえた対策・施策の追加・強化の検討を円滑にできるように、統計の正確性に配慮しつつ速報値の早期取りまとめに向けた検討を行う必要がある。

統計の早期取りまとめに向けた検討は、我が国のインベントリ作成を行う環境省との緊密な連携の下で、当該統計を所管する省庁が行うこととする。

統計の早期取りまとめについての各省庁の取組状況については、地球温暖化対策推進本部幹事会等において、京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検作業に併せ、年 2 回フォローアップを行うこととする。